

○産学連携本部規程

〔平成21年5月25日〕
〔法人規程第31号〕

改正 平成23年法人規程第58号

産学連携本部規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
 - 第2章 本部長等（第4条－第8条）
 - 第3章 産学連携本部運営委員会（第9条－第14条）
 - 第4章 産学連携・知的財産連絡調整会議（第15条－第20条）
 - 第5章 ユニット（第21条・第22条）
 - 第6章 雑則（第23条・第24条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項並びに国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号）第3条第1項及び国立大学法人筑波大学利益相反規則（平成17年法人規則第50号。以下「利益相反規則」という。）第3条第1項に規定する特別な組織として設置する産学連携本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（本部の目的）

第2条 本部は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における知的財産及び利益相反に関する業務を一体的に行うとともに、産学連携を推進するための諸活動を行い、もって法人の社会貢献を推進することを目的とする。

（本部の業務）

第3条 本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法人における知的財産及び産学連携に関する基本的な方針の企画及び立案
- (2) 法人における知的財産権の実施、譲渡等に関すること。
- (3) 産学連携の推進に係る企業その他の外部の機関（以下「企業等」という。）との連絡調整
- (4) 法人と企業等との産学連携に係る契約に関すること。
- (5) 職員等（法人の役員及び職員をいう。以下この号において同じ。）及び学生の起業に関する支援並びに職員等及び学生が起業した企業の支援に関すること。

- (6) 産学官連携に係る利益相反に関すること。
- (7) 前各号に関する調査及び研究並びに人材育成の支援に関すること。
- (8) 知的財産及び産学連携に関する他の研究機関への支援に関すること。
- (9) その他知的財産、産学連携及び社会貢献の推進に関し必要な事項

第2章 本部長等

(本部長)

第4条 本部に、本部長を置き、研究を担当する副学長をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の業務を総括する。

(本部長代理)

第5条 本部に、本部長代理を置き、産学リエゾン共同研究センター長をもって充てる。

- 2 本部長代理は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(副本部長)

第6条 本部に、副本部長を置き、研究推進部長をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長及び本部長代理を助け、及び本部長の命を受け、特定の業務を総括整理する。

(本部員)

第7条 本部に、本部の運営その他の業務を行うため、本部員を置く。

- 2 本部員は、職員のうちから学長が本部長の意見を聴いて指名する。

(本部連絡員)

第8条 本部と系との円滑な連絡調整を図るため、その窓口として、系ごとに本部連絡員1人を置く。

- 2 本部連絡員は、系に所属する大学教員のうちから、当該系長の推薦に基づき、学長が指名する。
- 3 本部連絡員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 4 補欠の本部連絡員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前2項の本部連絡員は、再任されることができる。

第3章 産学連携本部運営委員会

(産学連携本部運営委員会)

第9条 本部に、本部の管理運営に関する事項を協議するため、産学連携本部運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(任務)

第10条 運営委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 本部の組織に関する事。
- (2) 本部の事業計画に関する事。
- (3) 本部の予算に関する事。
- (4) 本部の事業に関する制度設計に関する事。
- (5) その他第12条に規定する運営委員会の委員長が必要と認める事項

(組織)

第11条 運営委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 本部長
- (2) 本部長代理
- (3) 副本部長
- (4) 第24条第1項に規定するユニット長
- (5) その他本部員のうちから本部長が指名する者 若干人

(委員長等)

第12条 運営委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、前条第2号の委員がその職務を代行する。

(任期)

第13条 第11条第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

(委員以外の出席)

第14条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第4章 産学連携・知的財産連絡調整会議

(産学連携・知的財産連絡調整会議)

第15条 本部に、系と本部との産学連携及び知的財産に係る情報交換及び連絡調整を行うため、産学連携・知的財産連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を置く。

(任務)

第16条 連絡調整会議は、次に掲げる事項について、情報交換及び連絡調整を行う。

- (1) 産学官連携に関すること。
- (2) 知的財産に関すること。
- (3) 人材育成の支援に関すること。
- (4) その他第18条に規定する連絡調整会議の議長が必要と認める事項

(組織)

第17条 連絡調整会議は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 本部長
- (2) 本部長代理
- (3) 副本部長
- (4) 本部連絡員
- (5) 総務部長
- (6) 財務部長
- (7) 教育推進部長
- (8) 企画室長
- (9) その他職員のうちから本部長の推薦に基づき学長が指名する者 若干人

(議長)

第18条 連絡調整会議に議長を置き、前条第1号の者をもって充てる。

- 2 議長は、連絡調整会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、前条第3号の者がその職務を代行する。

(任期)

第19条 第17条第9号の構成員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、構成員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の構成員は、再任されることができる。

(構成員以外の出席)

第20条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第5章 ユニット

(ユニット)

第21条 本部に、その業務を処理するため、次に掲げるユニットを置く。

- (1) 企画・調査ユニット
- (2) 知的財産管理ユニット

- (3) TLOユニット
- (4) リエゾンユニット
- (5) ベンチャー支援ユニット
- (6) 利益相反ユニット
- (7) 総務ユニット

2 前項のユニットの所掌する業務は、本部長が別に定める。

(ユニット長)

第22条 ユニットに、ユニット長を置く。

- 2 ユニット長は、本部長の命を受け、所掌業務を処理する。
- 3 ユニット長は、本部員のうちから本部長が指名する。

第6章 雑則

(特定の事項を担当する者)

第23条 本部に、業務の遂行上特に必要がある場合には、特定の事項を担当する者を置くことができる。

- 2 前項の特定の事項を担当する者は、外部の有識者のうちから学長が本部長の意見を聴いて委嘱する。

(雑則)

第24条 この法人規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この法人規程は、平成21年5月25日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 国立大学法人筑波大学知的財産統括本部規程（平成16年法人規程第33号）及び国立大学法人筑波大学知的財産統括本部に関する法人細則（平成16年法人細則第13号）は、廃止する。

附 則（平23.9.29法人規程58号）

この法人規程は、平成23年10月1日から施行する。